

10月教育委員会会議会議録

日時：令和元年10月16日 午後2時  
 場所：山口県教育庁教育委員会室

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、ただいまより令和元年10月の教育委員会会議を開催いたします。              最初に本日の署名委員の指名を行います。              中田委員と小崎委員、よろしくお願いします。              それでは、議案の審議に入りたいと思います。              議案第1号について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>「山口県立高等学校等の管理に関する規則」の一部を改正する規則の制定に関する、第1号議案について、お諮りします。              資料はお手元の議案冊子の2ページから8ページにわたりますが、最後の8ページに改正の概要をお示ししておりますのでこちらに沿って御説明します。              まず、「1 改正の趣旨」についてですが、令和2年度の入学定員の策定等に伴い、規則の一部について所要の改正を行うものであります。              次に、「2 改正の内容」についてですが、規則にある別表の1のうち、光高等学校と光丘高等学校の再編統合及び周防大島高等学校等の入学定員の変更に伴い、関係学校の第1学年生徒の入学定員などを改めるものであります。              なお、「3 施行期日」につきましては、令和2年4月1日としております。              以上、御審議をお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま高校教育課から議案第1号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。              入学定員の変更等でございます。光高等学校と光丘高等学校の再編統合については、既にお話しているところでございますが、特にございませんでしょうか。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号を承認いたします。              続いて、議案第2号について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p>
<p>社会教育・文化財課長</p>	<p>議案第2号は、山口県の文化財指定にあたり、山口県文化財保護条例の第4条第3項の規定により、山口県文化財保護審議会に諮問することについてお諮りするものです。資料は、議案の11ページから1</p>

	<p>3ページになります。</p> <p>案件ですが、山口県立山口博物館で保管されている『手鑑「多々良の麻佐古」』1帖を県指定有形文化財に指定しようとするものです。</p> <p>資料12ページを御覧ください。6の概要のところに記載しておりますが、手鑑とは、代表的な古人の書状や和歌などの筆跡を集め、鑑賞用に仕立てたものです。この手鑑は、長州藩士であった杉孫七郎が収集した中世の古文書などを収めたものです。</p> <p>内容は、南北朝時代から戦国時代にかけての古文書や和歌、印影など55点で、大内弘世をはじめ、大内氏歴代当主の書状が中心となっています。</p> <p>9の価値に記載しておりますが、大内義隆の自筆書状が2点収められていること、これまで江戸時代の写しでしか確認できなかった山口の善福寺文書の原本が収められていることが特筆されるもので、山口県の中世史研究の上で非常に重要な資料であると思われます。</p> <p>また、本帖には、平成23年に県有形文化財に指定された「手鑑筆陳」の中から、杉孫七郎に譲られたと言われていた古文書7点が収められています。この7点については、これまで杉孫七郎に譲られていたことは知られていましたが、所在不明でした。本帖の発見により、この7点の現存が明らかになりました。</p> <p>本帖は、平成25年に杉孫七郎の曾孫から山口博物館に寄贈された780点の資料の中のひとつであり、代々杉家で大切に保管されていたものです。</p> <p>以上、本帖は山口県の歴史上貴重な資料であり、県指定文化財として保存と活用を図るにふさわしい案件と思われます。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま社会教育・文化財課から議案第2号について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
小 崎 委 員	<p>有形文化財ってたくさんあると思うのですが、それをひとつにまとめたような資料や冊子ってないのですか。そういうまとめたものがあれば、子どもたちに見せられる。私自身も、何が有形文化財なのか、どういうものがあるのかが分からないので、そういうのがあれば良いなどは思っています。</p>
社会教育・文化財課長	<p>資料13ページの「参考」を御覧ください。今、県のほうでは395点ほどを文化財として指定していますが、その中で今回のような手鑑については、先程も御説明しました下関の「手鑑 筆陳」など何件かございます。簡単に言ったらスクラップブックじゃないですけど、昔の方が書かれた書籍などを観賞用にしたのものですね。機会があれば、県指定文化財としていろんなかたちで展示して見ていただくという活用は考えております。今回の手鑑については来月、山口市の歴史文化資料館で展示される予定でございます。</p>
教 育 長	<p>「有形文化財の一覧はないか」という質問ですが、いかがでしょう</p>

社会教育・文化財課長	か。 有形文化財は相当な数があるので、単純な一覧表というのは作っていません。ホームページで「山口県の文化財」というのがあり、そこからどういうものなのかを検索できるようなシステムは作っていません。今、この場で一覧表というのは準備していません。
小 崎 委 員	子どもたちが有形文化財をわりと身近に感じられるようなものが欲しいです。うちの子どももそうなのですが、どういうものが有形文化財なのかなかなか実感できていないので、そういう一覧表や機会があれば良いなと思います。
教 育 長	分かりました。御意見を参考にして考えておきましょう。 それでは、議案第2号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承認
教 育 長	議案第2号を承認いたします。
教 育 長	続いて報告事項に入ります。 報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。
教 職 員 課 長	令和2年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の選考結果につきまして、御報告します。 資料は16ページです。 まず1-(1)の表を御覧ください。表の右上にありますように、2種類の括弧内は、昨年度の数と、第二志願者を含む数を、それぞれ示しています。表の左から2番目の項目の第一次試験免除者数は、表の下の※印1でお示ししておりますように、昨年度の採用試験の第二次試験で合格に至らなかった者のうち、総合評価ランクがA又はBの者、及び、他県における本採用教員で3年以上の勤務経験を有する者について、第一次試験を免除しており、その者の数を表しています。 それでは、表の一番下の「障害者を対象とした選考を含めた合計」の欄を御覧ください。志願者総数は1,277人で、第一次試験合格者数614人に第一次試験免除者を加えた721人が第二次試験を受験し、420人を名簿登載予定者としたところです。 左から3列目②の第一次試験受験者1,098人に第一次試験免除者117人を加えた、採用試験全体の受験者数1,215人を、名簿登載予定者420人で割った最終倍率は、2.9倍となりました。 次に、17ページの(2)から(7)の表は、それぞれ、教職大学院修了見込者特別選考、社会人特別選考ほかの特別選考の状況を示しており、(1)の表の数値の内数となっています。 また、次の18ページの表では、中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部について、教科や科目ごとの名簿登載予定者数や倍率を、お示ししております。

	<p>なお、名簿登載予定者につきましては、去る10月2日に発表しております。</p> <p>以上で、御報告を終わります。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>「売り手市場」の傾向ということで、最終倍率は厳しい状況となりました。県外に向けてのPR活動や窓口の拡大などされていたと思うのですが、本年度、県外からの志願者数はどのぐらいだったのか。また、名簿登載予定者においてどのぐらいの比率となっているのかをお伺いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>県外からの志願者数と名簿登載予定者数はともに、全体の2割程度となっております。</p>
教 育 長	<p>両方とも2割ということですね。</p>
佐 野 委 員	<p>この傾向は過去のデータからすると大体同じ感じですか。</p>
教 職 員 課 長	<p>ここ数年変わっておらず、2割前後で推移しています。</p>
佐 野 委 員	<p>県内からの採用数を増やしたいという方向性もありますし、人口減少対策で県外から人材を呼びたいというところもあって、悩ましいところですが、将来の子どもたちの教育に携わる人たちなので、広く良い人材を集めて欲しいと思います。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項1については、以上のおりとします。</p> <p>続いて、報告事項2について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>本日10月16日午前に議会及び知事に対して行われた「令和元年人事委員会勧告」の概要について、御報告いたします。別冊資料の報告事項2を御覧ください。</p> <p>本年の人事委員会勧告は、資料上段の枠囲みにありますように、一点目は、給料表について引上げ改定とされたこと、二点目は、期末・勤勉手当について同じく引上げ改定されたこと、の2つです。</p> <p>それでは勧告の内容のうち、教育委員会に関係する主なものについて、資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>まず、第1の「1 職員給与と民間給与との比較」についてです。山口県人事委員会が実施した調査の結果、(1)の月例給については、民間給与が職員給与を、1人当たり平均で、額にして890円、率にして0.24%、上回っております。(2)の特別給、いわゆるボーナスについても、民間事業所で支払われた特別給の支給割合は4.51月分となっており、職員の現行の年間支給割合である4.40月分を0.11月分上回っております。これらの調査結果と国の人事院勧告の内容等を総合的に勘案した結果が、2の「給与改定の内</p>

	<p>容」です。</p> <p>まず、(1)の給料表については、国家公務員の給与水準との均衡を考慮しつつ、初任給に民間との差が生じていること等を踏まえ、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げることとした人事院勧告の内容に準じて引上げ改定を行うことが必要とされています。(2)の期末・勤勉手当については、民間の支給割合との均衡を図るため、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分引き上げることが必要とされています。</p> <p>「給与についての報告及び勧告」の概要については、以上です。</p> <p>今後、内容を十分検討した上で、適切に対処してまいりたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>ただいま教職員課から報告事項2について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
中 田 委 員	<p>今回は民間給与のほうが職員給与より少し高かったということで、給料月額も期末・勤勉手当もプラスになったのですが、逆に職員給与が民間給与より高かった場合は、民間給与に合わせて低くするのですか。それとも変更なしですか。</p>
教 職 員 課 長	<p>調査結果に基づいて給与を勧告するのは人事委員会の判断になるので、私どもからお答えするのは難しいです。これまでの例では、調査結果に応じた勧告がなされていると考えております。</p>
教 育 長	<p>人事委員会の勧告を待たざるをえない、ということですね。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて、報告事項3について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>令和2年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領等について御報告いたします。別冊資料もお配りしているところではありますが、議案冊子の19・20ページを用いて説明させていただきます。</p> <p>入学者選抜に関する「大綱」につきましては、6月の教育委員会会議で御報告し、7月に公表しておりますが、お手元にお配りしております「入学者選抜実施要領」及び「入学者募集要項」並びに「選考検査問題の作成方針」の以上3点を、本日午前10時に発表したところでもあります。それぞれの概要につきましては、19ページの1の枠囲みの中にお示しをしております。</p> <p>まず、実施要領につきましては、応募資格、入学定員、出願の手続等を示したものですが、その要点を枠の下の「2」の部分にお示ししております。</p> <p>なお、この中で2の(1)応募資格のイについて、ここには直接示しておりませんが、今回の選抜から新たに親族等の確実な身元引受人が県内に居住している者の出願を認めるよう運用上の基準を変</p>

	<p>更することとしました。</p> <p>これは、例年、県外に住む本県出身の保護者から「子どもを故郷の学校に進学させたい」との要望が寄せられているため、新たに出願を認めることとしたものであります。</p> <p>次に、募集要項は、志願者が出願する際に必要となる事項をまとめたものであり、19ページの下の方3にお示ししておりますとおり、11月9日（土）に下関中等教育学校で、10月26日（土）に高森みどり中学校で開催する「入学者選抜説明会」において、受検願書と併せて児童・保護者等に配布することとしております。</p> <p>続いて、選考検査問題作成方針についてですが、資料20ページにお示ししております。これは「記述式の課題1及び記述式の課題2」の問題を作成するに当たっての方針を定めたものであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 資料をもとに考えたこと等を問う内容とする。</li> <li>2 自ら課題を見つけ、筋道を立てて考え解決しようとする態度や能力等を総合的にみることができるよう出題に努める。</li> <li>3 一人ひとりの児童の意欲や発想の豊かさ等をみることができるよう出題するよう心がける。</li> </ol> <p>としております。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま高校教育課から報告事項3について説明がありましたが、御意見、御質問はありますか。</p>
穎 原 委 員	<p>募集要項についてですが、どのような方法で配布しているかを教えてください。</p>
高校教育課長	<p>これまでのことを申し上げますと、一番多いのはやはり「入学者選抜説明会」の参加者へ配る分です。それ以外にも、希望者があれば募集要項を郵送しております。</p>
穎 原 委 員	<p>「日本経済新聞」の記事で読んだのですが、外国籍の子どもの16パーセントが小学校・中学校に就学していない可能性がある。また、約3分の1の市区町村が外国籍の子どもに就学案内を送っていないかった、という調査結果が出ました。山口県においてはどのような状況でしょうか。これから外国籍の子供はどんどん増えると思うので。</p>
義務教育課長	<p>今の御質問は義務教育関連ということで、県立の中学校や中等教育学校というより、むしろ、市町立の小学校・中学校や各市町教育委員会での対応が主になってきます。外国語での案内をしたり、外国籍の子どもの情報が入った時に個別対応したりと、各市町教育委員会が個別の状況に合わせて対応していると把握しております。</p>
教 育 長	<p>今回大きく変わった点といえば、先程の説明にもありました「身元引受人」についてですね。</p>
高校教育課長	<p>その点だと思います。あと、別冊資料1ページ「Ⅱ 出願」の「2</p>

	出願の方法」の（１）に書かれてありますが、「１月９日以降、郵送により出願書類を提出する場合は速達をお願いします」となりました。
教 育 長	あまり大きなところの変更はないということですね。
官 部 委 員	今の質問にもあった他の都道府県からの入学ですが、今までどれぐらいあったのですか。
教 育 長	学区外志願承認の話とそれがない場合ということで、今までは自分が山口県出身だというだけではいけなかった、という訳ですね。学外志願承認の数って分かれますか。
高校教育課長	中学校においては、保護者が転居することに伴う他の都道府県からの入学が毎年２件ぐらいあります。そうでない場合、これまでは中学校への出願自体ができなかったもので、今後は少しでも増えていくものと思います。
教 育 長	中学校の話でしたね。私は高校の方と勘違いしていました。
教 育 長	それでは、報告事項３については、以上のとおりとします。
教 育 長	次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。
教育政策課長	次回は、令和元年１１月２１日（木）１５時からを予定しています。